

令和8年度岩手県立胆沢病院空調設備保守点検業務仕様書

岩手県立胆沢病院の空調設備保守点検業務は、この仕様書に定めるところにより実施するものとする。

1 保守点検する設備、作業対象項目数量及び内容は、別紙1「令和8年度空調設備保守点検一覧表」及び別紙2「保守点検作業内容」のとおりとする。

詳細は、完成図書、その他参考図書等による。

2 委託業務場所

岩手県立胆沢病院（岩手県奥州市水沢字龍ヶ馬場61番地）

3 受託者（以下「乙」という。）は、上記設備の機能保持のため、必要に応じて専門技術者及び作業員を派遣し、別紙2「保守点検作業内容」により実施するものとする。

4 乙は、保守点検の実施にあたっては、あらかじめ年間作業計画を作成し、岩手県（以下「甲」という。）の承認を得るものとする。

なお、具体的な点検日時等については、甲と事前に打ち合わせを行い、必要に応じて点検実施計画書（工程表）を作成し承認を得るものとする。

5 保守点検の方法等

(1) 点検、調整、整備は、甲の保守担当係員（以下「係員」という。）の了解又は立会のうえで完全に実施し、点検終了後すみやかに調整の良否、点検後の所見、点検者の氏名等必要な事項を記載押印のうえ「保守点検報告書」を提出し、係員の確認を得なければならない。

なお、法定に基づき実施するものについては、その内容がそれら法令に適した内容（報告書）とすること。

(2) 点検作業中は、患者等の安全を最優先し、事故防止等の措置を講じなければならない。

(3) 故障、異常等緊急の場合には、ただちに技術者等を派遣し修理等を実施するものとする。やむを得ず応急処置をしたときは、事後速やかに適正な方法による処置をしなければならない。

6 消耗品等の負担

上記点検等に必要な工具類、計器類等及び消耗品雑材料の負担は甲と乙で協議とする。

7 その他

この仕様書に示されない事項であっても、当該設備の維持管理上、その必要と認められる軽微な修理及び部品等の取り替えについては、乙の負担とする。

ただし、あきらかに甲の責任に起因する故障、破損等のために機器の取り替え等を行う場合は除く。